

辨用せらるる。

二、本炭坑を出入りし鑛業を合併し資金（餘千五百圓）を

三、村業中の日餘並に貸取を支配せしむ。

四、此坑への轉送料を支配せしむ。

五、不將資金（三百二十二圓五十錢）昭和支配せしむ。

六、前回年鑛業共給料を支配せしむ。

要 求 書

十、要求書並に照會

の要求書を提出せしむ。

十一、轉送料を「次」の日本煤炭株式会社合併協議の「次」同日迄

歸納せしむ。白米の支配を受給せしむ。善後策鑛業中蔵々二十八日

歸納せしむ。照會書一同の不交書「次」尙鑛業同日直に

四日以内に最早書送らるる。且、同日支配せしむる資金の支配と

出入り鑛業會福岡出張所

財團 協調會福岡出張所

從來の稼働者は引續き使用すること

右要求に對し坑主は第三項を除くの外大体に於て之を容認したるも、金策成らずして資金の支拂不可能となりたる爲稼働者一同は妻子を伴ひ三々伍々坑主宅に集合不穩の空氣を呈すに至つたが警察當局の注意に依り一同退散し事なきを得たるも、争議團代表約二十名は同夜坑主宅階下に泊り込み其の解決を待つが如き状態となつたので事態を憂へた調停者（前回同様）徹宵の奔走の結果遂に翌二十九日夜に至り東京佐久間鑛業所宮坂與三郎に本炭坑を譲渡することとなり急轉直下の通り解決せり。

十一、解決條件

1、坑主は金四千圓にて直方炭坑を宮坂與三郎に譲渡すること

と（山一鑛業所と改名）